

新旧対照表

○神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則

新	旧
1 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号。以下「条例」という。）<u>第1項第4号に規定する同項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 条例第1項第1号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の卒業者については5年以上、短期大学等の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）については7年以上、高等学校等の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （削除） <u>（2） 外国の学校において、条例第1項第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （削除）	1 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号。以下「条例」という。）<u>第1項第7号に規定する同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</u> <u>（1） 条例第1項第1号又は第2号に規定する学校において、それぞれ当該各号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、同項第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（2） 条例第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。第4号において同じ。）については7年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（3） 外国の学校において、条例第1項第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は同項第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（4） 外国の学校において、条例第1項第5号に規定する学科目又は第2号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務</u>

(3) (略) (4) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) (略) 2 1日に給水することができる最大の水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第1号から<u>第4号まで</u>に規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、同項第1号から<u>第4号まで</u>の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の期間とする。	<u>に従事した経験を有する者</u> (5) (略) (新規) (6) (略) 2 1日に給水することができる最大の水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道の水道技術管理者の資格に係る前項第1号から<u>第5号まで</u>に規定する水道に関する技術上の実務に従事した期間は、同項第1号から<u>第5号まで</u>の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する水道に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上の期間とする。
---	---